

工事請負契約変更状況(5月分)

令和5年6月2日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
104146	道路建設課	市道土淵上厨川線道路改良工事	3,850,000	4,238,300	3,582,942	3,928,100	78,100	2.0%	(9)	1	R5.5.1	(株)富士見興業
104011	教育委員会総務課	盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修(建築主体)工事	787,270,000	855,580,000	783,830,300	801,713,000	14,443,000	1.8%	(2)(4) (6)(7)	2	R5.5.22	日本住宅・司組特定共同企業体
504099	水道建設課	巻堀字巻堀外地内配水管推進(国道横断)工事	55,000,000	57,240,700	51,319,400	57,131,800	2,131,800	3.9%	(9)	1	R5.5.9	ACサカモト(株)
504100	水道建設課	下田字陣場地内配水管布設(第3工区)工事	33,330,000	37,140,400	33,301,400	35,536,600	2,206,600	6.6%	(9)	1	R5.5.8	盛舗建設(有)
504086	水道建設課	境田町地内配水管布設その1工事	33,000,000	36,627,800	32,961,500	32,807,500	-192,500	-0.6%	(4)	2	R5.5.11	(株)下河原組
504095	下水道整備課	盛南西第二処理分区第八工区污水管布設工事	81,129,400	90,352,900	81,125,000	83,055,500	1,926,100	2.4%	(9)	1	R5.5.10	(株)内澤建設
504096	下水道整備課	都南西処理分区第一工区污水管布設工事	33,585,200	37,236,100	33,565,400	34,301,300	716,100	2.1%	(9)	1	R5.5.9	(株)熊坂建設
104141	道路建設課	市道油田線歩道新設その2工事	46,341,900	51,769,300	46,341,900	47,678,400	1,336,500	2.9%	(9)	1	R5.5.11	梨子建設(株)
504093	下水道施設管理課	菜園分区外第二工区管渠更生その1、その2、その3工事	121,000,000	126,667,200	114,336,200	121,589,600	589,600	0.5%	(9)	1	R5.5.12	(株)東北ターボ工業
504094	下水道整備課	北上川右岸第三排水区函渠設置その3、その4外工事	179,176,800	197,947,200	178,272,600	181,044,600	1,867,800	1.0%	(9)	1	R5.5.11	(株)内澤建設
104143	公園みどり課	太田10号街区公園整備工事	25,278,000	28,876,100	24,602,525	25,516,700	238,700	0.9%	(9)	1	R5.5.15	(株)熊坂建設
104148	市街地整備課	太田地区街路舗装及び宅地造成等工事	53,680,000	62,739,600	53,459,562	54,092,500	412,500	0.8%	(9)	1	R5.5.17	ACサカモト(株)
504051	水道建設課	太田地区土地区画整理事業地内配水管布設工事	43,659,000	48,319,700	43,650,200	41,670,200	-1,988,800	-4.6%	(7)	3	R5.5.29	J・ウォーター(株)
504098	下水道整備課	前潟中央第二処理分区第二工区污水管布設付帯工事	5,885,000	6,656,100	5,870,700	5,959,800	74,800	1.3%	(9)	1	R5.5.25	(株)メグミ
104017	道路建設課	市道東中野門線道路改良工事及び北上川左岸第二排水区管設置工事	69,333,000	82,480,200	69,330,342	76,065,000	6,732,000	9.7%	(4)(7)	3	R5.5.29	(株)司組

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。